

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

福島県監査委員

○監査公表三件

福島県監査委員

二

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成25年2月15日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成24年11月13日～平成25年1月23日
- 2 監査対象機関 公所22箇所
- 3 監査の結果

監査は、平成23会計年度の財務に関する事務（原子力等立地地域振興事務所ほか9機関は平成23会計年度及び平成24会計年度の事務）について実施した。

(1) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
原子力等立地地域振興事務所	平成25年1月23日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年12月11日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
南会津保健福祉事務所	平成24年11月14日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年10月2日 平成24年10月3日
衛生研究所	平成24年11月13日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年10月10日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
ハイテクプラザ	平成24年11月13日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年9月21日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・平成23年度に過徴収したハイテクプラザ会津若松技術支援センターの使用料について、遅滞なく還付すべきところ、1年以上遅延して支払っている。
(ハイテクプラザ)

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南農林事務所	平成24年11月14日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年10月2日 平成24年10月3日
会津家畜保健衛生所	平成25年1月23日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年12月11日
農業総合センター	平成25年1月22日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年11月28日 ～ 平成24年11月30日
水産試験場	平成24年11月14日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月10日
水産種苗研究所	平成24年11月14日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月10日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・行政財産使用許可に伴う管理経費3件194,331円について、速やかに調定を行うべきところ、翌年度に調定している。
(農業総合センター)
- ・建物に係る県有財産台帳の用途や面積に誤りがある。また、当該台帳と不動産登記とが異なるものがある。
(農業総合センター)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
------	-------	--------	--	------	---------

小名浜港湾建設事務所	平成24年11月14日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月12日
------------	-------------	-------	-------	------	-------------

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・野積場の使用許可に係る電気料利用者負担分の収入について、5件453,225円の調定の時期が3か月以上遅延している。(小名浜港湾建設事務所)
- ・前年度の定期監査において、運転用務に対応する超過勤務手当が支給されていないため口頭指導したにもかかわらず、是正されていない。(小名浜港湾建設事務所)

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
川俣高等学校	平成25年1月22日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年12月11日
岩瀬農業高等学校	平成24年11月13日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月11日
会津学鳳高等学校	平成25年1月23日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年12月7日
喜多方高等学校	平成25年1月22日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年12月5日
喜多方桐桜高等学校	平成24年11月13日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成24年10月10日
会津農林高等学校	平成25年1月22日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年12月6日
いわき海星高等学校	平成24年11月14日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月3日
勿来工業高等学校	平成24年11月13日	亀岡 義尚	美馬武千代	実地監査	平成24年10月2日
大笹生養護学校	平成25年1月23日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年12月12日
会津養護学校	平成25年1月23日	亀岡 義尚	高野 宏之	実地監査	平成24年12月7日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・新築した外部便所3棟の不動産登記及び県有財産台帳の整備を行っていない。また、取壊し済みの旧外部便所3棟の不動産登記及び県有財産の異動報告を行っていない。(岩瀬農業高等学校)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(岩瀬農業高等学校)
- ・高等学校授業料収入の債権管理・回収が適切でない。(岩瀬農業高等学校)
- ・高等学校授業料収入の債権管理・回収が適切でない。(喜多方桐桜高等学校)
- ・特殊勤務手当の事務手続に適切でないものがある。(喜多方桐桜高等学校)
- ・高等学校授業料の未納について、徴収事務を適切かつ十分に行うことなく不納欠損を生じさせているものがある。(会津農林高等学校)
- ・行政財産の使用許可に伴い作成すべき行政財産使用許可台帳を作成していない。(会津農林高等学校)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(勿来工業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
石川警察署	平成25年1月23日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年12月6日
相馬警察署	平成25年1月22日	青木 稔	美馬武千代	実地監査	平成24年12月7日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(相馬警察署)
- ・勤勉手当が不足支給(1人44,579円)となっている。(相馬警察署)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した随時監査の結果は、次のとおりです。

平成25年2月15日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 高 野 宏 之

1 対象公所

県中教育事務所

2 執行年月日

平成24年12月21日

3 担当監査委員

青 木 稔

美 馬 武千代

4 対象事項

(1) 平成23年度及び平成24年度における社会保険料の支出事務について

(2) 平成23年度及び平成24年度における財務事務の執行及び内部牽制について

5 指摘事項等

(1) 指摘事項

- ・社会保険料の納付時期を著しく遅延し、極めて多額の延滞金を支出している。

「事実」

期限付職員に係る平成23年4月分から平成24年1月分社会保険料について、納入告知書に定める納期限までの納付を怠り、督促状の指定期限をも37日から178日超えて平成23年11月7日及び平成24年4月27日に納付した。

このことにより、平成24年6月22日に延滞金として5,534,200円を支出している。

「是正・改善等の意見」

社会保険料の納付に当たっては、事業主としての義務を自覚し、関係法令等に基づき納付期限内に行うこと。

- ・社会保険に関する一連の事務が、著しく適正に欠けている。

「事実」

1 期限付職員に係る社会保険事務について、事業主としての届出事務が著しく遅延している。

(1) 平成21年度から平成23年度の各年度において、年度末の被保険者資格喪失届の届出を、事実があった日から5日以内に行うべきところ10日から1か月遅延して行っており、このことにより3月分社会保険料を一旦納付する必要があることから、平成21年度から平成23年度の各年度について本来支払う必要がない保険料（21年度：28,157,426円 22年度：25,878,186円 23年度：26,651,688円）を一旦納付している。

なお、納付した各年度の3月分保険料は翌月以降の保険料請求額との間で相殺処理された。

(2) 平成21年度から平成23年度における6月及び12月の賞与額の届出を、賞与を支払った日から5日以内に行うべきところ2か月から1年9か月遅延して行っている。

(3) 平成23年度における報酬月額算定基礎届の提出を、7月10日までに行うべきところ7か月遅延して平成24年2月20日に行っている。

2 被保険者資格喪失届の届出遅延により一旦納付する必要が発生した平成22年3月分保険料について、被保険者負担分（14,006,757円）を事業主負担（県費）で立替え、事業主負担分と合わせて計28,157,426円を県費で支出したが、その後の事務処理において県費で立替えた社会保険料被保険者負担分（歳入歳出外現金）の県費への戻入を失念し、歳入歳出外現金の管理も不十分であったことから、職員調査日現在で立替相当額が県費へ戻し入れられないままに歳入歳出外現金に残っている。

「是正・改善等の意見」

社会保険に関する事務執行に当たっては、事務処理が適時・適切に行われるよう内部牽制を強化するとともに、事務処理方法等の改善・強化・充実を図り、関係規程に基づいた適正な事務処理を行うこと。

(2) 指導事項

- ・平成22年度の評価替えに伴い、県有財産台帳が更新されたにもかかわらず、当該台帳を備え付けていない。また、土地・建物等の現況や登記等の照合も不十分であり、差異が生じているものもある。

6 意見

地方自治法第199条第10項に基づき、次のとおり意見を添える。

・本庁機関の重要な役割として、県民の福祉の向上のために様々な業務を執行するに際して必要とされる、予算の確保、組織の編成、人員の配置、制度の整備等を行うことがある。そして、ほとんどの業務を実際に執行するのは出先機関であることから、本庁機関が出先機関を指導監督し、さらに双方が連携協調することによって初めて、効果的かつ効率的な業務を行うことができる。

今回の県中教育事務所の社会保険料については、かねてから不適切な事務が度重なり、その後も予算の執行見込みの資料が本庁機関に提出されないなど、適正な執行が危ぶまれるような兆候が見受けられていたにもかかわらず、結果的に見過ごし問題の拡大の一因となっている。

もとより、当事案においては、その背景、原因等を念頭に置いた、実効のある、全庁的な再発防止に向けた真摯な取り組みが要請されているところであるが、教育庁本庁機関においては、その職責を十分に自覚した上で、より問題意識や緊張感を持って、次の事項に留意しながら、取り組まれない。

- (1) 出先機関が適正かつ適切に業務を執行できるような組織編成・人員の配置に努めること。また、業務委託等も必要に応じ検討すること。
- (2) 出先機関と一体となって、県全体としての適正な業務執行に努めること。また、出先機関の問題については、緊密に連携して解決の支援に努めること。
- (3) 社会保険料の予算の執行に当たっては、その財源が県費（雇用主負担分）と歳入歳出外現金（本人負担分）であることから、両者の負担を適正かつ明確に区分すること。
- (4) 出先機関職員の資質向上や研修に努めること。さらに、管理監督者の部下に対する管理指導能力及び危機管理能力の向上に努めること。
(教育総務課、財務課)

・出納機関の重要な役割として、予算の執行に対してそのチェック機能を十分に果たすことがある。予算執行機関に対しての牽制を働かせることにより、予算の適正な執行と公正な会計事務の確保に大きく資するとされているところである。

当事案においては、複数かつ多額の確定債務が存在し、これらの履行期限を大幅に経過しても、支出手続がなされていないことを関係出納職員が認識していながら、この情報が一部担当者のみにとどまり、結果的に当該出納機関の組織全体としての適切な対応をとることができなかつたことも、問題の拡大の一因となっている。

もとより、当事案においては、その背景、原因等を念頭に置いた実効のある全庁的な再発防止に向けた真摯な取り組みが要請されているところであるが、出納機関においては、その職責を十分に自覚した上で、より問題意識や緊張感を持って次の事項に留意しながら取り組まれない。

- (1) 出納機関の職員間の情報共有化に努め、組織全体として問題への対応を図ること。
- (2) 予算執行の審査及び指導において、執行機関に対して法令等遵守を徹底させること。
- (3) 歳入歳出外現金の残高等の確認を適正に行い、不自然な計数があれば、その原因を究明するとともに、是正が必要であればその指導を行うこと。
(県中地方振興局)
(監査総務課)

監査公表第3号

平成24年11月27日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年2月15日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 24財第2016号
 平成24年12月25日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成24年11月2日付け24福監第144号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 県中地方振興局

監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年 9月 6日

指 摘 事 項	措 置 状 況												
<p>「指摘事項」 内部牽制が十分に機能していないため、支出事務の処理に適切を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 廃棄物処分委託料やガス管取替工事代金の支払など履行期が到来した確定債務について、確認が不十分なことから出納整理期間内での支出事務が完了せず、適正な支払時期を大幅に超えて本庁で支出事務を行っているものが複数認められる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">需用費（修繕料）</td> <td style="padding-left: 20px;">1 件</td> <td style="text-align: right;">4,281,900円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">役務費</td> <td style="padding-left: 20px;">1 件</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">委託料</td> <td style="padding-left: 20px;">4 件</td> <td style="text-align: right;">477,375円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工事請負費</td> <td style="padding-left: 20px;">1 件</td> <td style="text-align: right;">2,895,900円</td> </tr> </table> <p>「是正・改善等の意見」 支出事務の執行に当たっては、適切な事務処理と必要な内部牽制が的確に行われるようチェック体制を強化するとともに、会計事務担当職員はその職責や役割を十分理解し、事務処理方法等の改善を図ること。</p>	需用費（修繕料）	1 件	4,281,900円	役務費	1 件	2,000円	委託料	4 件	477,375円	工事請負費	1 件	2,895,900円	<p>今後は、財務関係諸規程だけでなく、会計事務に対する職責や役割に対する職員の理解不足の解消を図るとともに、各職員の業務について事務の進捗状況を常に確認し、管理・監督職員を含めた複数名によるチェックを徹底することで、事務処理誤りや事務の遅延等を未然に防止し、确实かつ適切な会計事務に取り組んでまいります。</p>
需用費（修繕料）	1 件	4,281,900円											
役務費	1 件	2,000円											
委託料	4 件	477,375円											
工事請負費	1 件	2,895,900円											

2 監査対象機関 会津地方振興局
 監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年 9月11日

指 摘 事 項	措 置 状 況						
<p>「指摘事項」 超過勤務手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 職員 A に係る超過勤務手当について、運転業務などに従事しているにもかかわらず、支給されていないものがある。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">正当支給額</td> <td style="text-align: right;">979,084円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">既支給額</td> <td style="text-align: right;">721,162円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">不足支給額</td> <td style="text-align: right;">257,922円</td> </tr> </table> <p>「是正・改善等の意見」 超過勤務手当の支給に当たっては、職員に制度内容、支給要件等を十分周知するとともに、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正当支給額	979,084円	既支給額	721,162円	不足支給額	257,922円	<p>平成24年11月8日付けで追給処理を実施いたしました。</p> <p>今後は、職員に対して関係規程を遵守するよう周知及び指導を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
正当支給額	979,084円						
既支給額	721,162円						
不足支給額	257,922円						

3 監査対象機関 産業振興総室
 監査対象年度 平成23年度
 監査実施年月日 平成24年10月18日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 債務負担行為の設定について、適切でないものがある。</p>	<p>指摘事項につきましては、次のとおり事務処理を行いました。</p>

<p>「事実」 平成24年3月26日に決定した甲株式会社への戦略的企業誘致補助金について、予算として定めていない債務負担行為を設定している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 債務負担行為の設定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>今回、指摘事項を受けて内部で改めて確認調査を行ったところ、他に4件の同様の事例が判明しました。</p> <p>このため、指摘のあった企業も含め、予算として定めていない債務負担行為額分について支出負担行為の減額変更を行う修正処理を行い、補助対象者へは減額の通知を行いました。</p> <p>今後は、このようなことを二度と起こさないよう職員一同に関係規程の確認を改めて求めるとともに、予算書の写しを添付することを徹底するなど、事務チェック体制の強化を図っていくことといたします。</p>
--	--

- 4 監査対象機関 土木総室
監査対象年度 平成23年度
監査実施年月日 平成24年9月14日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 国庫交付金の返還事務に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 平成22年度電源立地地域対策交付金に係る平成23年度返還事務（返還金192,562,569円）において、4日間遅延したために延滞金231,075円を平成24年度予算から支出している。</p> <p>「是正・改善等の意見」 国庫交付金の返還事務の執行に当たっては、チェック機能を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>国庫交付金の返還事務については、適正に執行するため、進捗状況の確認などについて、職員相互や管理監督職員による組織的なチェック機能の徹底を図るとともに、関係規程に基づき事務処理を実施してまいります。</p>

- 5 監査対象機関 県北建設事務所
監査対象年度 平成23年度
監査実施年月日 平成24年9月6日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 収入の会計年度所属区分に誤りがある。</p> <p>「事実」 甲団体に平成24年4月1日から平成24年6月30日まで使用許可した行政財産の土地の使用料482,482円について、平成24年4月に調定して平成24年度の収入とすべきところ、平成24年3月に調定を行い、平成23年度の収入としている。</p> <p>「是正・改善等の意見」 収入の会計年度所属区分については、関係規程に基づき適切な年度とすること。</p> <p>「指摘事項」 道路敷占用料の調定期間に著しく遅延しているものがある。</p>	<p>行政財産の土地使用料については、平成24年3月に本庁で行った使用許可に基づき速やかに収入調定を行ったところでありますが、関係規程の理解不足や所内のチェック不足により会計年度区分を誤ったものであります。</p> <p>今後は、職員によるダブルチェックや管理監督職員によるチェックの徹底等により再発防止を図り、関係規程に基づき、適正な執行に努めてまいります。</p>

「事実」

道路敷占用料14件14,887,628円について、定例調定を4月1日に行うべきところ、3か月以上遅延して行っている。

なお、当該定例調定について、決算での収入未済額が4件2,062,431円生じている。

「是正・改善等の意見」

道路敷占用料の定例調定に当たっては、関係規程に基づき適切に行うこと。

「指摘事項」

道路敷占用料の収入未済が多額で、調定、徴収等の手続に適切でないものがある。

「事実」

現年度分の道路敷占用料について、督促の遅延等により、決算での収入未済額が28件561,729円と多額になっている。

また、うち1件453,729円については、平成23年4月1日施行の占用料改定を適用した正当な占用料への変更調定を行うべきところ、調査日（平成24年7月13日）現在においても行っておらず、収入未済額が多額となった大きな要因となっている。

「是正・改善等の意見」

道路敷占用料については、収入未済が生じないよう、チェック体制を強化し、関係規程に基づき適切に調定、徴収等を行うこと。

道路敷占用料の定例調定については、占用料改定に伴う占用物件の確認に時間を要したため、調定時期が遅延したものであります。

今後は、常日頃から占用物件の現況確認を徹底し、改定がある場合は着手時期を早めるとともに、管理監督職員のチェックを強化することにより、遅延を生じさせないよう取り組んでまいります。

なお、決算時点での収入未済分4件2,062,431円については、平成24年7月19日までに全て収入済みです。

道路敷占用料の平成23年度現年度分の収入未済分のうち、占用料改定に伴う変更調定が遅延していた1件453,537円については、相手方と占用物件確認を行い、占用料の額を確定しました。

これに基づき、平成23年度及び24年度の占用料の変更調定を行いましたので、早急な支払を求めてまいります。

現在の収入未済額は、6件284,351円となりました。

なお、平成24年度の定例調定に係る督促は、10月に実施しました。

占用料改定に際しては、適切に事務処理を行うとともに、今後はチェック体制を強化し、納入期限内の徴収に努め、収入未済が生じないよう、適切に督促、催告等を実施してまいります。

(監査総務課)